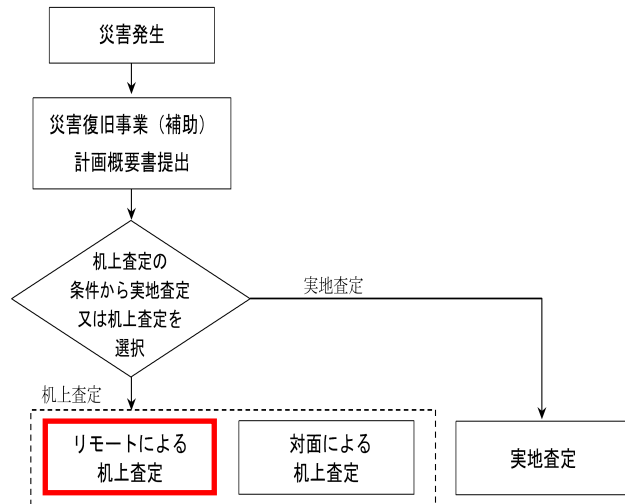


WEBによる机上査定（リモート査定）

- WEBによる机上査定（リモート査定）は、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施されていましたが、令和4年4月から、災害復旧の迅速化・効率化を目的に、机上査定の方法の一つとして選択が可能となり、これまで、12地区で実施。
- リモート査定は、資料を画面に共有して説明するため、資料の印刷等の労力を軽減するとともに、日程調整が容易になる等、査定に関する作業の効率化に寄与。

査定方式



机上査定の条件

- 農地・農業用施設の申請額が 500万円未満（海岸・地すべり防止施設は 1,000万円未満。大規模災害時は別途通知。）
- やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合等）

※ 災害復旧事業の解説（Ⅱ-338～342）参照

【重要】

リモート査定を行う地区については、随行者が事前に査定官と立会官に説明し、承諾を得る必要があります。

WEBによる机上査定（リモート査定）の実施例

※ 災害復旧事業の解説（Ⅱ-338～342）参照

① 事前準備

- ・ 随行者は、朱入れまでに査定票（申請内容等を記載したもの）を査定官に郵送。
また、査定設計書等の説明資料を電子メール等で査定官と立会官に送付。

② リモート査定（当日）

- ・ 随行者は、WEB（Zoom等）上で画面共有し、申請者が申請内容を説明。
- ・ 査定官等からの指示事項は、査定官、立会官、随行者の3者で合意後に、査定官が読み上げ。
必要に応じて、査定官が指示事項を電子メールで随行者に送付。
- ・ 査定官等は、朱入れ時に査定設計書等の修正箇所を確認。
- ・ 査定結果等は、査定官、立会官、随行者の3者で合意後に、査定官が読み上げ。その後、朱入れ。
- ・ 査定官は、査定終了後に、朱入れした査定票等（原本）を随行者に郵送。

リモート査定の特徴

- ・ 説明資料を印刷せずに実施することが可能。また、査定用の会議室が不要となる場合もある。
- ・ 査定官等の移動を考慮せずに日程調整が可能。
- ・ 査定場所までの移動に要する負担が軽減。交通遅延等による査定日程の変更リスクを回避。
- ・ 被災状況や復旧工法が類似している場合に有効。
- ・ 申請箇所が少ない場合や単純な復旧工法の場合に活用しやすい。

WEBによる机上査定（リモート査定）の実施例

立会官と随行者



申請者と随行者



共有画面

